

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険
調整の内容	第2期事業計画は、合併時に両市町の計画を踏襲して一本化。第3期事業計画については新市として策定する。 策定・進捗管理組織は、堺市制度で実施。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>介護保険事業計画</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。</p> <p>・現行計画期間 平成15～17年度</p> <p>(2) 策定及び進行管理の組織</p> <p>堺市社会福祉審議会</p>	<p>介護保険事業計画</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>3年ごとに5年を1期とする保険給付の円滑な実施に関する計画を策定し、その進行管理を行う。</p> <p>・現行計画期間 平成15～17年度</p> <p>(2) 策定及び進行管理の組織</p> <p>美原町介護保険事業等推進協議会</p>	<p>合併後における第2期事業計画の見直し(特に平成17年度)について、合併前の計画を踏襲したうえで一本化する。</p> <p>平成18年度以降の第3期事業計画については、新市として策定。</p> <p>【第5回資料から再掲】</p> <p>策定・管理組織は、堺市制度で実施。</p>	